

## 高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務仕様書

### 1 業務名

高松市企業誘致パンフレット企画・作成等業務

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 目的

市内外の企業に対し、本市の立地環境の魅力について、企業誘致助成制度をはじめとした多角的な紹介により、効果的に情報提供を行うため、企業誘致パンフレットを作成するものである。

### 4 業務の内容

#### (1) パンフレットの企画・編集・デザイン制作

掲載内容について、以下の項目は必ず組み込むこと。

ア 次に記載する表に基づいて作成すること。最終の掲載内容は、提案・協議の上、決定する。なお、高松市創造都市推進懇談会（U40／第7期）からの意見を踏まえ、構成を変更する場合がある。

イ 順番、ページ配分等は自由とする。

ウ 下記の媒体を参考にすること。

・高松市の企業誘致助成制度パンフレット

・高松市公式ホームページ「企業立地推進課」

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/soshikihyo/shien.html>

構成	内容	レイアウト・内容ともに自由	レイアウトは自由、内容は指示
表紙	・本市のイメージが伝わる写真やイラスト等を用いること。	○	
本市の企業立地PR	・「企業立地の優位性」、「住環境の優位性」及び「本市の特色」等について、グラフ・図・イラスト・写真等を用いて、分かりやすく表現すること。 ・地図や写真等を用いて、交通・物流インフラや本市の全体像を紹介すること。	○	
企業誘致助成制度の紹介	・本市の企業誘致助成制度について、掲載すること。		○
サテライトオフィス支援金制度の紹介	・本市のサテライトオフィス支援金制度について、掲載すること。		○

本市の立地サポート体制の紹介	・本市の立地サポート体制（ワンストップサービス・企業立地マッチング促進事業）について、紹介すること。		○
企業へのインタビュー	・本市が指定する本市助成制度を利用した企業について取材を行い、企業目線の本市の立地メリットを掲載すること。	○	
その他	・「TKMT」を用いて作成したキャッチコピーを掲載すること。 <sup>※1</sup> ・本市公式HP、SNS等、関係情報へリンクするQRコードを掲載すること。 ・本市問合せ先を掲載すること。	○	

※1 「TKMT」の使用について、詳細は下記 URL のページに掲載されている「TKMT」ロゴマークガイドラインを確認すること。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/citypromotion/logo/tkmt.html>

(2) 本市が指定する企業に対する取材及び編集

- ア 取材先の調整及び選定は本市が行い、契約締結後に受託者に別途通知する。
- イ 取材地は原則、高松市内とし、2社程度に対する取材及び編集作業を受託者が行う。
- ウ 取材は本市職員同行の上、原則対面での実施を予定している。
- エ 校正及び校了等の作業については、別途指示を行う。

(3) 印刷製本及び成果物の納品

(1) 及び (2) に基づき作成した原稿データを編集・校正・校了の後確定させ、本市企業誘致パンフレットとして本市が次に指定する成果物（印刷物及びデータ）を納品すること。

ア 成果物及び仕様

a 印刷物

- ・ 規 格 A4サイズ 16ページ（表紙・裏表紙を含む）  
4色カラー 両面印刷
- ・ 用 紙 マットコート（同等）  
表紙135kg、中面110kg
- ・ 製 本 冊子タイプ（中綴じ）
- ・ 部 数 1,000部
- ・ 環境配慮 用紙等の選定及び印刷工程において、環境に配慮した仕様を採用し、その証として第三者機関による認証情報を本パンフレット内に掲載すること。

b データ

下記のデータを記録媒体（DVD-R）にて提出する。なお、詳細は別途指定する。

- ・ 印刷用のデータ（再編集可能なデータ及びアウトライン化済みのA I データ、PDFデータ）
- ・ HPの掲載に適したサイズのデータをPDF形式で提出する。
- ・ 当該業務において使用したイラスト及び写真等の素材について、納品を求め  
る場合があり、その際は本市と協議の上、決定する。

イ 校正

校正5回（色校正含む。必要に応じて変更の可能性あり。）

ウ 納品場所

香川県高松市番町一丁目8番15号 7階  
高松市創造都市推進局 産業経済部 企業立地推進課

エ 納期限

令和9年3月15日（月）（予定）

(4) 付加提案

上記（1）～（3）以外に、本業務の目的をより効果的に遂行するために有益であると判断される付加提案があれば、具体的に提案すること。

## 5 業務における留意点

- ・ ロケーションハンティング、写真撮影を適宜行うこと。
- ・ パンフレット制作に使用するデータは、受託者が収集すること。
- ・ パンフレット制作に使用する写真は、原則、受託者が著作権を有する写真や受託者が撮影したオリジナルの写真とすること。
- ・ 各校正の時期については、契約後、納入期限に間に合うように、担当者と協議の上決定することとし、各校正の時期を明示した作業計画書を提出すること。

## 6 仕様書の確定

本仕様書については、選定された事業者と協議の上、必要に応じて修正した後、確定するものとする。

## 7 成果物に関する権利

### (1) 著作権の譲渡

受託者は成果物について、すべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を成果物の引き渡し時に本市に譲渡する。

ただし、受託者が本契約締結前から保有していた著作物の著作権は、受託者に留保され、受託者は本市に対し、受託者の当該著作物を本市が成果物の範囲内において無期限で利用することを許諾するものとする。

### (2) 著作者人格権の不行使

受託者は成果物について、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができない。

### (3) 第三者の権利侵害の防止

受託者は成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他諸権利を侵害しないことを保証すること。第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 8 その他

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、本市が保有する個人情報として本市の個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 本業務の実施に伴い必要となる費用の一切は、原則として、受託者の負担とする。
- (8) 本業務の実施に当たり、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。